

「地域見守り活動の協力に関する協定」締結について

- 日 時：令和4年4月26日（火） 15時から
- 場 所：亀山市役所2階 第2応接室にて
- 出席者：
 - 【協力事業所】 有限会社岡村
 - 【亀山市】 亀山市長

<協定の概要>

地域見守り活動（協力事業所が市内における日常的な業務の中で、高齢者等の市民の異変に気付いた場合や道路の損傷、不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合において、市へ情報提供を行う見守り活動）に関し、関係者が連携体制の構築を通じて相互に協力し、迅速かつ適切な対応を図ることにより、市民が安心して暮らせる地域社会づくりに資することを目的とするものです。

【協定の締結】 締結日：令和4年4月26日

○有限会社岡村と亀山市との協定

協力事業所
有限会社岡村

(1) 高齢者、障がい者、子どもなど市民等の何らかの異変に気付いた場合

- ・高齢者宅、障がい者宅を訪問した際
- ・高齢者、障がい者と出会った際
- ・子どもと出会った際 など



(2) 道路の損傷等を発見した場合

- ・道路の陥没、亀裂、法面の崩壊等の異常
- ・道路側溝の蓋・グレーチングの破損
- ・道路標識、案内板、ガードレール、カーブミラー等の異常
- ・道路に関する危険箇所 など

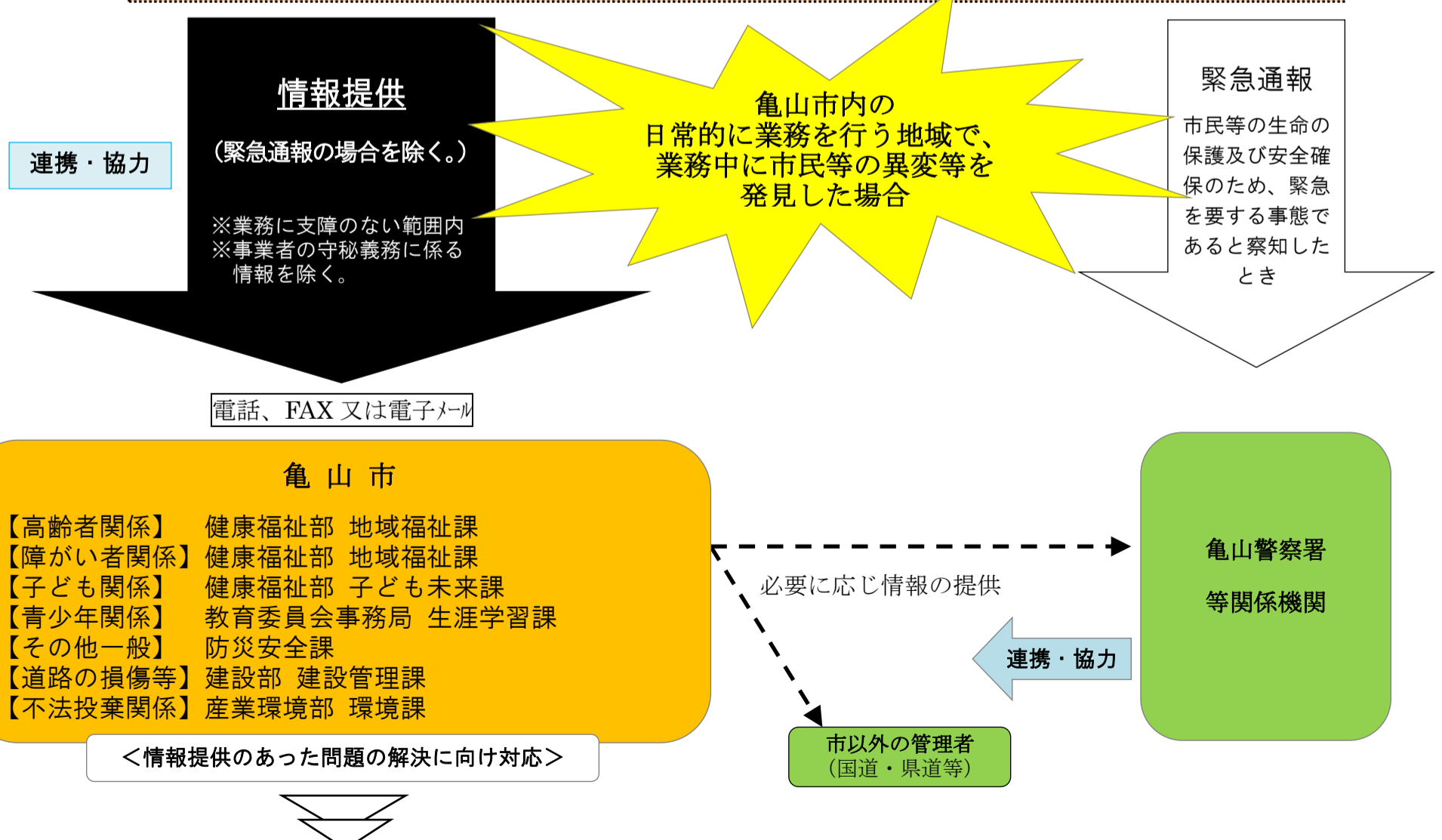


(3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

- ・家電4品目（テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機）の投棄
- ・ごみ集積所以外の場所における多量のゴミの投棄
- ・不法投棄した者及び関係車両を発見した場合



※従業員に対する取組周知、認知症サポーター養成講座の受講



<情報提供のあった問題の解決に向け対応>